

企業継続能力監査の課題

青 柳 清

1. はじめに

我が国において監査基準が大幅に改定され、追記情報の問題および企業継続能力の問題が制度監査のなかに新たに導入され制度化されたのは2003年（平成15年）3月期の決算からであった。調査によると「追記情報」以前に制度化されていた「特記事象」に企業継続能力の問題を取り扱っていた企業には、なみはや銀行、エコナック、赤井電器、福島銀行、ケンウッド、日本冶金工業、山水電器の7社あったが¹⁾、しかし、当時の監査基準には、財務諸表に注記されている事項のなかの継続企業能力に関する問題に対応する基準等が明確に示されていなかったために、当時の監査基準における特記事項と監査報告書の関係が不明確であった。

2002年（平成14年）企業会計審議会は、我が国企業の活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化に対する公認会計士監査の積極的な対応、すなわち、公認会計士監査の投資者に対する積極的な意思決定情報の提供のための監査報告書における適切なディスクロージャーの確保を基準改定の基点に掲げて所謂期待ギャップの解消に努めてきている。

2002年（平成14年）、2005年（平成17年）の二度に亘って大幅に改訂され現在に至っている現行監査基準は、継続企業能力監査問題とこの問題に対する公認会計士の関与の仕方との関係について一応の解決をみた。しかし、さらに踏み込んで両者の関係について洞察する時幾つかの問題点が浮き彫りになる。本稿ではそれらの幾つかの問題

点に照準を当ててその検討を行うつもりである。

2. 企業継続能力の監査意見表明方法

すでに平成14年の「監査基準の改訂について」の三の6でも指摘されているように、継続企業能力監査すなわち企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に関する監査事項を制度監査の枠組みに組み入れて、公認会計士が監査過程のなかで当該事項の検討を行い、その判断の結果を監査意見ないし追記情報として監査報告書に反映していくというやり方である。言うまでもなく、このような継続企業の前提に対して我が国監査基準が対処することとした背景には、我が国監査基準が独立的・漸進的にこのような措置を開発したのではなく、専ら資本市場のグローバル化と、なによりも投資者を始め各種利害関係者の相次いだ我が国企業の破綻事例に対する自己責任原則のもとにおける自衛のための要望が高まって来たことによるものである。我が国監査基準はこのような要望を満たす手段として、国際会計士連盟（International Federation of Accountants - IFAC）の国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board - IAASB）が設定した国際監査基準（ISA）を導入することとなった次第である²⁾。その根源的な理由は、国際社会からの我が国監査への不信感の払拭事項であるリジェンド問題の解決にあったと判断される。

上記の「監査基準の改定について」が指示するように、公認会計士による継続企業の前提に関する検討の基本的な考え方は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われることと

され、具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、少なくとも決算日から一年間という合理的な期間について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応および経営計画について検討することにおかれている³⁾。さらに又、監査人が検討する場合の実務指針として公表されている監査基準委員会報告第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」(改正平成15年)によれば次の諸点が指摘されている。すなわち、①監査人は、通常は、複数の事象又は状況が密接に関連して発生又は発現することが多いと考えられるため、継続企業の前提に重要な疑義が認められるか否かは各企業の実情に応じて総合的に判断する必要があること、②監査人は、財務諸表の表示を検討する責任を有しているが、企業の存続そのものについて保証を与える責任は有していないこと、③当該事象又は状況を識別しうる監査手続として、例えば分析的手続、後発事象の検討、社債・借入金等に係わる契約事項への準拠性の検討、株主総会・取締役会等の議事録の閲覧、顧問弁護士等への照会、財務的支援を行っている親会社等に対する照会を挙げており、監査人は監査計画の策定に当たり、かかる諸監査手続を適宜選択適用して疑義を抱かせる事象または状況の存否を検討しなければならないこと、④監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況を解消あるいは大幅に改善させるものであるかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならないこと。この場合、監査人は、実施可能な範囲において、例えば、資産処分の制限、処分予定資産の売却可能性、売却先の信用力、資産処分による影響力等の資産処分に関する計画、新たな借入計画の実行可能性、増資計画の実行可能性、経費の節減または設備投資計画等の実施の延期等の資金調達に関する計画、債務免除を受ける計画の実行可能性等の資金免除計画が不合理または不適切であるかどうかを判断しなければならないこと、⑤経営計画等の検討に関する監査手続

として、経営計画に含まれるキャッシュフローや利益その他関連する予測財務情報の分析を行うこと、直近の財務諸表の分析を行うこと、重要な訴訟や賠償請求等の事業活動に対する影響については顧問弁護士に照会するとともに経営者の評価を検討すること、取引金融機関や親会社等による財務的支援の可能性及び当該支援実行のための財務的能力を検討すること、⑥監査人は、経営計画等の予測財務情報の検討にあたっては、予測財務情報の基礎となっている重要な仮定、前期以前に作成した予測財務情報とその実績との比較、当期作成した予測財務情報と監査報告書作成日までの実績との比較等を行わなければならないことを挙げている。

しかし、上記のような当該事象等の改善あるいは大幅な改善のための経営者の対応及び監査計画についての監査人の検討行為は、経営者と監査人との間の二重責任の原則は形式的には標榜されているとしても、実質的には監査人は継続企業の前提の検討にあたって企業の実態ないし実情と触れ合わなければならないであろうと思われる。事実、上記報告書第22号16項には「監査人は、予測財務諸表に影響が反映されていない要因を発見した場合には、当該要因について経営者と討議するとともに、必要であれば予測財務諸表の修正を求めなければならない。」ことが明示されているが、この点をひとつ採っても、ややもすれば二重責任の原則に抵触する危険性が感得されるのみならず、公認会計士として企業継続能力の評価業務に関与することは、監査の過程において不正等を発見した場合にあって経営者等に適切な対応を求める場合以上に深く企業に関与することとなり、監査人の独立性と抵触する可能性も想定されるのである。

我が国現行監査基準は、企業継続能力監査の問題を制度監査の枠組み内で対応するとする方策を採用している。すなわち、監査人は、経営者が企業リスクの常在する企業の現状と将来のリスク要因を評価して財務諸表を適切に作成しているかど

うか及び企業リスクの顕現ないし発生により少なくとも1年以内に倒産する可能性がないかどうか並びにそのようなリスクの顕現程度の高い諸事象ないし状況を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討し、その結果を監査報告書に次のように意見表明することとしている。

- (1) 企業継続能力に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば（他に除外すべき事項がない場合には）無限定適正意見を表明する。なお、この場合には、監査報告書において、財務諸表が継続企業の前提に基づき作成されていることや重要な疑義の影響が財務諸表に反映されていないことを含め、当該重要な疑義に関する開示について情報を追記しなければならない。
- (2) その疑義に関する事項の開示が適切でなければそのことを除外事項として限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。
- (3) 経営者が当該事象または状況について適切な評価を行わず、合理的な経営計画等が経営者から提示されない場合には、監査範囲の制約に相当する除外事項となり、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない。
- (4) 事業の継続が困難であり継続企業の前提が成立しないことが一定の事実をもって明らかなきときには不適正意見を表明する。

かように、我が国現行監査基準は監査対象である当期の財務諸表を基点において将来事象または現存する事象の少なくとも決算日後一年以内の将来の帰結を予測して監査人は監査意見を表明することとしている。企業継続能力問題を現行の監査意見表明の枠内で対応することとしたかような対処方法は、現行の監査意見の枠外での情報提供の

仕方よりも監査の理論的整合性を獲得できる対処方法であると思量する。ただし、コーエン委員会が勧告するように、重要な未確定事項すなわち現存する継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の解消や大幅な改善に関する不確実性が存在する場合、限定付適正意見の表明を求める方法は、経営者を含む利害関係者に対して警鐘以上の影響を及ぼすことが想定されるが故に現行監査基準から削除すべきであると思量する。「企業の事業継続能力が極めて不確実な場合の伝達は監査報告要件によるよりも、むしろ財務諸表における開示若しくは財務諸表の修正によって一層効果的に行うことができる。企業活動を続けることが出来るかどうかの不確かであることが財務諸表において適切に開示されているかぎり、監査人に対してこの問題を監査報告書において取り上げるよう求めるべきではない⁴⁾。」「企業活動の継続性にかかる不確実性は、一連の諸要因が相互に関連しあってもたらされる場合が多いので、それを個々に表示しても十分ではない。不確実性をもたらしている諸要因相互の関係が開示されるべきであり、また、企業の事業継続能力に対して与えている影響が説明されるべきである⁵⁾。」

3. 企業継続能力監査に対する米国の対処法

アメリカにおける企業継続能力の監査問題は未確定事項（uncertainties）にその端を発している⁶⁾。アメリカ監査基準において、未確定事項に関する監査上の取り扱い方法が正式に導入されたのは1962年公表の監査手続書（SAP）第32号である⁷⁾。しかし、同第32号は単純に未確定事項を経営者の判断によって確定するような不確実性と、経営者も監査人もその評価を行うことができないような不確実性とに分類識別し、未確定事項について意見を表明する手段として“条件付”適正意見を表明するのが合理的かつ適当であると述べている。

以降、アメリカにおいては、1974年に公表された監査基準書（SAS）第2号は初めて未確定事項

の一部として継続企業の前提に関する問題を正式に監査の問題として包括的に認識し、その報告指針を提示した最初の基準書であった⁸⁾。

しかし、その頃相次ぎ発覚した粉飾や不正な財務報告の発覚により監査期待ギャップが議論の対象となり、その期待ギャップを解消すべくAICPAは1974年にコーエン委員会を組成し、期待ギャップの解消に努めた。委員長コーエン(Manuel F. Cohen)の指揮のもと同委員会は1978年に報告書を公表した。同報告書は、継続企業にかかる未確定事項の開示については大幅な改善が必要であることを強調し、重要な未確定事項が存在する場合に、「条件付」限定意見の表明を求める当時採用されている監査要件を削除することを勧告している⁹⁾。その理由は、未確定事項が存在する場合に限定付適正意見を表明することは経営者の財務諸表の作成の一環に関与するという懸念が想定されることにあった。そのため同報告書は、企業の事業継続能力が極めて不確かな場合の状況の伝達は監査報告要件によるよりも、むしろ財務諸表における開示もしくは財務諸表の修正によって一層効果的に行うことができるとの提言を行っている。

しかし、1981年に公表されたSAS第34号「企業の継続的存在に疑念が生じた際の監査人の考慮事項(The Auditors Considerations When Question Arises About an Entity's Continued Existence)」は、旧態依然の伝達の仕方を採用し、継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象等が生じた場合には、企業継続能力に関する不確実性問題を未確定事項の一部として取り扱い、条件付限定意見の表明を求めている¹⁰⁾。しかし、相次ぐ不正な財務報告や企業倒産の継続的発生によって、条件付限定意見報告の社会的影響の重大さが改めて認識されるようになり、1988年にSAS第58号「監査済財務諸表(Report on Audited Financial Statements)」を公表した。そこでは、条件付限定意見報告の廃止と監査報告書における説明区分の追加を規定し、未確定事項に関する情報を説明区分に記載す

ることと規定した。さらに、AICPAは続けてSAS第59号「企業の企業継続能力に関する監査人の考慮事項(The Auditors Considerations of an Entity's Ability to Continued as a Going Concern)」を公表した¹¹⁾。同第59号は企業継続能力問題に対する監査人の今まで以上の積極的関与を機軸において、企業の継続的活動に疑義を抱かせる重大な事象や状況が認識された場合には、当該事象および状況を説明区分に記載することを求めている。

アメリカにおいては、かつては企業継続能力に関する不確実性問題は未確定事項問題の延長線上にあるものとの認識がなされていたが、近年に至って監査基準においては前者の問題と後者の問題は分離独立的に認識する傾向が強くなってきている¹²⁾。要は、企業の事業継続能力の問題は、二重責任の観点から経営者の責任範囲に監査人が入り込んでいるのではないかとの批判、そして、監査人は企業存続能力の検討を行うに当たって「ある意味で企業評価を引き受けなければならなくなり」このことは「監査人を評価人の立場においてしまうことになる」との批判もある事実を指摘するなかで、高田敏文氏は「企業継続能力監査には、根源的にこのような問題(なぜ公認会計士が財務諸表の監査として実施しなければならないのか、その理論的根拠が薄弱であること)がある。」と指摘している¹³⁾。

さらに、アメリカにおける継続企業の前提にかかる対処の特徴として、それに纏わる会計基準が存在しないことが挙げられる¹⁴⁾。つまり、アメリカでは企業継続能力の問題は会計の枠内での問題としては基準化されておらず、監査領域の問題として処方されており、しかも継続企業の前提に関する未確定事項(不確実性)とそれ以外の未確定事項とを区別して、専ら当該問題は監査上の問題として取り扱われているところにその特徴が窺われる。しかしながら、国際会計士連盟(International Federation of Accountants - ISA)第570号によれば、世界基準のコア・スタンダードとして承認されている国際会計基準(International

Accounting Standards - IAS)における財務諸表作成規則に規定された経営者の開示基準を前提とする企業継続能力監査, すなわち, 企業継続能力に関する開示基準とセットで企業継続能力に関する監査基準が設定されている。いわば, 両者は車の両輪の関係にあるとの認識のもと, 経営者の開示責任と監査人の監査責任とを明確に区別して両者一体となって機能することにより期待ギャップの解消に努めているのである¹⁵⁾。各国の制度上の相違により企業継続能力に係わる開示基準を有しない国もあるが, 監査人を単なる評価人に位置付けないためにも開示基準と監査基準との調和のとれた融合的結合が要請されるところである。

4. 我が国監査基準の問題点

我が国の2002年(平成14年)改定の監査基準および実務指針ならびに関連する監査規範の枠組みは, その改定過程の「審議の経緯」ならびに「三の6の(1)継続企業の前提に対する対処」から明らかのように中心的には国際監査基準(ISA)第570号に倣いさらに若干その枠組みを異にするアメリカの監査基準書(SAS)の内容を整合的に取り入れることにより設定されている¹⁶⁾。例えば, 国際監査基準(ISA)第570号は, 経営者の責任として貸借対照表日現在から判断して少なくとも将来一年間は事業活動を継続して行っていくことができるかどうかを判断し, 当該能力を有していると判断した場合には現行会計基準に準拠して財務諸表の作成を行うことを妥当とするが, しかし, 継続企業の前提に疑義を抱かせる重大な事象および状況が存在していることが判明した場合に相応の措置を講じなければならないこと, 及び監査人は監査計画の策定に当たって, 経営者が作成した財務諸表が当該事業の現状を適切に表示しかつ開示されているか否かを検討することを規定している。したがって, 国際会計士連盟(IFAC)は, 経営者の作成責任と監査人の監査責任を一对のものとして結び付けて, 継続企業の前提課題に対処しているのである。因みに国際会計基準

(IAS)第1号(1997年改定)25項には次のように規定されている。

財務諸表を作成するに際して, 経営者は企業が継続企業として存続する能力があるかどうかを検討しなければならない。経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図があるか, 又はそうする以外に現実的な代替案がない場合以外は, 財務諸表は継続企業の前提により作成されなければならない。経営者が, この検討を行う際に, 当該事業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑問を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確定事項を発見したときは, その不確定事項を開示しなければならない。財務諸表が継続企業の基準で作成されていない場合には, その事実を財務諸表作成の基準及び当該企業が継続企業とは認められない理由とともに開示しなければならない¹⁷⁾。

国際監査基準(ISA)第570号は上記の国際会計基準の内容と一对をなす形で整合的に規定されている。その意味で両者の基準は会計・監査領域の範となりうるものである。我が国改定監査基準はほぼ国際監査基準を範として改定されたと判断される。

しかしながら, 改定監査基準をより詳細に見ていくと幾つかの点において明確性に欠ける点が窺われる。

第一に, 継続企業の前提に関する問題への制度的対応の仕方には, 大別して経営者責任重視型と監査人責任重視型の二つの接近方法がある¹⁸⁾。我が国監査基準は「監査基準の改定について(以下, 「前文」と略称する)」三・6・(2)において「監査人による継続企業の前提に関する検討は経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。」として, 経営者責任重視型を採っている。これは, 継続企業の前提の評価および判断に関する第一義的責任は経営者にあることを明示する文言である。このような方法を採用することによって, 監査人は伝統的な制度監査の枠組みの中で継続企業の前提という課題に接近するこ

とが可能となる¹⁹⁾。しかしながら、仮に決算財務諸表の作成が終了しそれを監査人が受領し監査を実施している間に継続企業の前提に疑義を抱かせる重大な事象及び状況が発見された場合にはそれをどのように処理をして行ったらよいか、すなわち、監査の対象は財務諸表であるから先ず以て財務諸表の作成がなされなければならないから、その意味での経営者の責任における先行性が言われるのであって、投資者等利害関係者の観点からすれば会計と監査は両者一体となって質の高い情報を提供してくれることを要請しているものであろうから、監査人の関与範囲をさらに実質的に拡大的に規定して行くべきであると思量するものである。

継続企業の前提に関する監査人の関与の仕方についてのこれまでに論じられてきた見解を概観すれば、①監査人は、財務諸表における継続企業の前提に関する経営者の開示内容をも含む財務諸表の会計諸基準への準拠の枠内で関与する、つまり、従来の財務諸表監査の枠内で処理して行くとする考え方、②監査人の情報提供機能の拡張を図ることによりこの問題を処理するという考え方、③財務諸表の適正表示の構成要素としてとらえる考え方、等が挙げられる²⁰⁾。要は、外部報告会計および会計士監査が現存する社会的ニーズに添えていかなければならないことは会計および監査の性質上必須条件であるから、両者からのこの問題の解決に対する努力を行っていかなければならない。そのためには、継続企業の前提の問題に関する理論的および実務的にみて十分かつ適切な情報開示基準ならびにその開示情報に関する判断基準が必要となるが、果たして監査人は「継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象や状況」という場合の「疑義」の実態について、さらには事象や状況についての「重要性」の度合いについてどれほどの的確に状況判断を行い得るか甚だ疑問が残る。

第二に、我が国監査基準は、継続企業に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在する場合にあっ

て、当該事象の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば（他に除外すべき事項がない場合には）無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見または不適正意見を表明することとされている。ここに言う「当該事象の解消や大幅な改善に係わる重要な不確実性」とは、言わば合理的な期間内に解消または大幅な改善がなされるかどうか全く不透明な状況下にある異常な未確定事項であると言える。日本監査研究学会「ゴーイング・コンサーン問題と監査」研究部会（2001年）はCarmichaelの「異常な未確定事項」の性質に関する一文を引用しつつ「監査人は過去の経験に照らして将来に関する経営者の見解の合理性を判断することによって財務諸表の不確実性を評価するという主張からすれば異常な未確定事項は、過去の経験との関連が非常に不透明なまたは存在しない判断にかかわる事項として特徴づけられる²¹⁾。」と指摘している。

我が国監査基準は、このような重要な不確実性すなわち異常な未確定事項についての開示の仕方の適正性の如何について監査人は意見表明の枠組みの中で対応する形式を採っている。この場合、監査人は監査実施上の具体的な措置として、継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象や状況の存在を具体的に指し示す追加的情報を収集し、経営者の策定した経営計画の内容を厳密に検討し、当該計画の遂行の可能性や有効性さらには将来予測の適確性を検討しなければならない。この際、監査人は経営状況の現状を把握し経営改善計画の個々の事項についての適切な監査証拠を入手しなければならない。そのためには、表面的・形式的な当該事項等のレビュー程度の監査手続ではなく、重要な疑義の存在を示す事象および状況を識別し検討するためだけのさらに克明かつ具体的な監査手続の設定が必要不可欠であると思量される。しかし、そこまでは求めていない我が国監査

基準はこの点についての改善がもためられる。

第三に、連結財務諸表における継続企業の前提に関する事項等の開示方法は連結財務諸表規則は第15条の22において「財務諸表規則第8条の27の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。」こととなっているので、基本的には個別及び連結財務諸表間には開示上の差異はない。しかし、例えば、優良企業を子会社として多数保有している親会社が債務超過に陥っている場合にあって、優良子会社の全面的支援によって親会社の債務超過が解消されるような状況下での連結財務諸表の注記方法には“注記を行う方法”と“注記を行わない方法”とが考えられる。上記規則第15条の22は前者の開示方法を採択したものである。だが、企業グループとしては、親会社の債務超過は子会社の支援によってほぼ確実に解消可能であることから、親会社について疑義を抱かせる重要な事象や状況は実質的には存在していないに等しいと考えられるとの理由から、連結財務諸表規則の継続企業の前提に関する条文に該当しないと認識されるため、連結財務諸表には注記は必要なく、この場合、連結財務諸表で債務超過とならないという確信が持てれば、個別財務諸表でも注記は不要であるとの見解がある²²⁾。この考えは、継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象や状況の企業活動の将来に及ぼす負の影響を考慮しての見解であって、かかる事象等に関する情報開示の社会に及ぼすマイナスの効果に視点を置いた見解であると言える。個別財務諸表における当該事象等の注記こそ事実の真実な表示なる真実性の原則を充足する会計開示行動であり、その際個別財務諸表に注記があって連結財務諸表に注記がなくとも理論的に矛盾する開示行動ではないと判断される。

第四に、継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象や状況についての国際監査基準と我が国監査基準との比較を行ったのが表1である。もとより、それらの例示の中には、単独の事象等で事業の破綻が招来される可能性のある重要な疑義事象

等と、複数の事象等が複合的に重なり合ったことにより継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等の二種類のものがあると想定される。その疑義事象等についての広い知識を監査人に持ってもらうという啓蒙的な意味でも又当該問題に対する監査判断の凸凹を減少させるためにも国際監査基準の事例を範とするガイドラインを公認会計士協会は公開していくべきである。

5. 監査報告書の情報提供機能の強化

我が国監査基準は、継続企業の前提に関わる監査基準のあり方としては、監査人の責任はあくまでも二重責任の原則に裏付けられたものとしており、監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われることとされている。具体的には経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無を検討し、当該事象等があると判断した場合には、当該事象および状況についての疑義内容を注記せねばならないこととされているので当該注記事項は財務諸表の体系内に記載されることとなる。しかしながら、継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な疑義や状況には、貸借対照表日後財務諸表作成の最終日までの間に発生する後発事象としての疑義事項もある。例えば、貸借対照表日後財務諸表作成終了日までの間に得意先が倒産したという継続企業の前提に疑義を抱かせる重要な事象等が発生した場合には経営者はその影響の検討を行い、その疑義に関する事項を財務諸表に適切に開示するように財務諸表の修正を行わなければならない。さらに又、財務諸表作成終了日（監査開始日）から監査終了日までの間に同様の重要な事象等の発生が確認された場合には、監査人は経営者に財務諸表の修正を指導せずに監査報告書に後発事象情報として追記することとしている²³⁾。その場合、当該事象等は財務諸表に適切に開示され得ないから、監査報告書では除外事項を付した限定付適正意見を表明するかまたは不適正意見を表明することになるであろう。

表 1. 国際監査基準との比較表

改訂監査基準の前文	第 74 号 第 4 項	国際監査基準
<p>〈財務指標の悪化の傾向〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上上の著しい減少 ・継続的な営業損失の発生 ・継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス ・債務超過等 <p>〈財務活動関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な債務の不履行や返済の困難性 ・新たな資金調達が困難な状況 ・取引先からの与信の拒絶等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損や権利の失効 ・重要な市場や取引先の喪失 ・巨額の損害賠償の履行 ・その他法令に基づく事業の制約等 	<p>〈財務指標関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の著しい減少 ・継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス ・重要な営業損失，経常損失又は当期純損失の計上 ・重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上 ・債務超過 <p>〈財務活動関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業債務の返済の困難性 ・借入金の返済条項の不履行や履行の困難性 ・社債等の償還の困難性 ・新たな資金調達の困難性 ・債務免除の要請 ・売却を予定している重要な資産の処分の困難性 ・配当優先株式に対する配当の延滞又は中止 <p>〈営業活動関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶 ・重要な市場又は得意先の喪失 ・事業活動に不可欠な重要な権利の失効 ・事業活動に不可欠な人材の流出 ・事業活動に不可欠な重要な資産の毀損，喪失又は処分 ・法令に基づく重要な事業の制約 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨額な損害賠償金の負担の可能性 ・ブランドイメージの著しい悪化 	<p><u>財務上</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 債務超過又は流動負債が流動資産を超過している状況 (2) 借換，返済の現実的な見込みがないまま返済期日を迎えようとしている借入金があること又は固定資産に係る資金調達が過度に短期借入金に依存していること (3) 資金支援が撤回される兆候 (4) 過去又は将来の営業キャッシュ・フローがマイナスであること (5) 不健全な主要財務比率 (6) 巨額な営業損失又はキャッシュ・フローを生み出す利用資産の価値の大幅な下落 (7) 配当の延滞又は中止 (8) 期日に債務の弁済ができないこと (9) 借入の条項を履行できないこと (10) 仕入先との取引が信用取引から現金取引となったこと (11) 新製品の開発や他の必要な投資に係る資金調達ができないこと <p><u>営業上</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 後任者のいない主要な経営者の喪失 (2) 主要な市場，フランチャイズ，ライセンス，仕入先の喪失 (3) 労働問題，重要な原材料の不足 <p><u>その他</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資本やその他の法律上の要件をみたせないこと (2) 企業が被告となっている係争中あるいは法的規制上の訴訟で敗訴した場合に補償しきれないもの (3) 企業に不利な影響を与えると予測される法律の改正又は政府の政策変更

出所) 日本公認会計士協会編，「ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務」，税務研究会出版局，平成 15 年，pp.127-128.

もとより継続企業の前提に疑義を抱かせるような後発事象が発生した場合，当該後発事象の内容によっては経営者は継続企業ベースで財務諸表を作成してはならないことは当然であるが，当該後発事象が監査を実施している間に発生した場合には，監査人は監査報告書に追記情報として当該重

要な後発事象を明示し，財務諸表利用者にその事実を開示することは重要である。国際会計士連盟(IFA)の「監査の国際的ガイドライン」は，監査報告書作成日までの間に発生した後発事象について次のように指示している。すなわち，①監査人は，監査報告書の日付までに発生した後発事象

で、財務諸表上の修正又は開示を必要とするかもしれないものがすべて明確にされていると確信できるような手続を実施しなければならない。②後発事象を明確にするための手続は、監査報告書の作成日に近い日に実施しなければならない。③当該手続として、取締役会、監査役会、経営委員会等の議事録を閲覧し質問すること、予算書、見積資金収支表およびその他これらに関連する経営報告書を閲覧し比較すること、④会社の法律顧問に訴訟および賠償請求について質問し、また、すでに口頭または文書による質問をしている場合はそれを補充すること、⑤重要な後発事象が明確にされているとの確証を得るために監査報告の対象となる財務諸表に影響を及ぼす恐れのある事象が発生しているかどうかを経営者に質問すること、を指摘している²⁴⁾。

では、監査人は、(a) 監査報告書の作成日後財務諸表公表前に発生した後発事象、および、(b) 財務諸表及び監査報告書公表後における事実の発見に対してどのように係わりを有するべきであろうか。前者 (a) の後発事象について、それはすでに監査報告を行った後に発生した後発事象であるから、監査人は基本的には当該後発事象を明確にするための手続を実施する責任を有しない。しかし、情報利用者に対して有用な情報を提供する観点からすれば、監査人は、当該後発事象の発生を知った時点で財務諸表を修正すべきか否かを検討し、経営者と協議しなければならない。そして、協議の結果、経営者が財務諸表の修正を行う場合には、改めて修正財務諸表について監査意見を表明しなければならない。その場合、修正前の監査報告書が修正前の財務報告書とともに第三者に公表されていない場合には、新たためて監査人は当該後発事象の発生による財務諸表の不適切な開示により除外事項を付した限定付意見または不適正意見を表明する責任を有する。また、後者 (b) の後発事象については、監査人は継続的に検討を行う義務は有しない。しかし、財務諸表の利用者に対して適切な意志決定情報を提供する義務を有し

ているという観点から、監査人は、公表済みの財務諸表とそれに添付された監査報告書とを入手した情報利用者に対して、それらが無効であることを確実に告知するために経営者が採った措置について検討・確認しなければならない。さらに、経営者が当該後発事象の発生を新たに財務諸表に反映させるために修正財務諸表を作成した場合には、監査人は新たに必要な監査手続を選択適用し、当該修正財務諸表に関する監査報告書を作成・発行しなければならない。その場合にあっては当該後発事象の注記の開示の適切さおよび当該後発事象がもたらす継続企業の前提への影響に対して特段の注意を払うことが必要である²⁵⁾。

なお、修正財務諸表について監査を行う場合、その説明区分の箇所に公表済財務諸表の修正理由を詳細に記載した注記について言及しなければならないとともに、公表済監査報告書に対する修正監査報告書の公表理由および修正を必要とすることになった当該後発事象についてもその事情を説明しなければならない。当該後発事象が継続企業の前提に重大な影響を及ぼす事象等である場合には、それは企業および経営者にとっては重大な問題である。

6. 監査報告書における追記情報の機能強化

すでに指摘したとおり、監査に対する社会的ニーズに対応すべく現行監査基準は監査における情報提供機能の強化策を講じてきた。特に、継続企業の前提との関連で明文化された特記事項、その後の現行監査基準に明定された追記情報は監査報告書の情報提供機能の強化に貢献したと評価できる。

しかし、まず継続企業の前提に係わる特記事項の記載方法について、杉岡仁教授は「監査人の判断を含んだ上での改めての記載であるとはいえ、すでに財務諸表に記載済みの事項の再度の記載が情報提供機能として、特に継続企業の前提の如何についての情報として十分なものたりえたか否かについてはなお検討を要するであろう²⁶⁾。」こと

を指摘し、その事例として、1997年に倒産した東海興業、2002年に倒産した佐藤工業の監査報告書において、財務諸表の注記事項の反復記載の形式を採った特記事項が両者の倒産を示唆しうる情報として機能したかどうかについて疑問を呈している。

ともあれ、我が国現行監査基準は、監査人の意見との関係に曖昧さや不明瞭さが指摘されている特記事項を廃止し、監査報告書の情報提供機能を強化する視点から、特記事項に代えて追記情報の記載を明文化した。そこでは、現行監査基準の保証の枠組みの中で果たされる監査人の意見表明責任とは一線を画して、第四の七に明文化されているように、監査報告書への監査人の判断による説明または強調することが適当と判断した追加的情報の記載を認めることとなった。ただし、日本公認会計士協会は追記情報の具体的なガイドラインを限定的に示しているが、私見としては、監査報告書の意志決定情報機能の強化の観点から、追記情報を限定的に捕らえることなく追記情報の記載要件を充足する事項のすべてを追加の情報として提供していくことを強調したい。

7. 会社法における継続企業の前提の取り扱い

平成17年制定の会社計算規則第128条において注記表の作成が義務付けられた。同法第129条には「注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。」と定め、その第1項1号に「継続企業の前提に関する注記」が挙げられている。その記載方法は第131条に具体的に定められている。その第131条では、「継続企業の前提に関する注記は、(中間省略)会社が将来にわたって事業を継続するとの前提(継続企業の前提)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。1. 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、2. 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無、3. 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、4. 当該重要な疑

義の影響の計算書類(連結注記表にあつては、連結計算書類)への反映の有無」と定められている。

ここで注目すべき点は、上記の第131条と財務諸表等規則第8条の27とは継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の例示に若干の相違はあるものの、実質的・内容的には全く差異は認められない。事実、平成18年に公表された監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」において明示されているように、継続企業の前提については、実質的には会社法監査においても金融商品取引法監査と同様の監査方法が採られることとなる。したがって、会社法監査は金融商品取引法監査の持つ長所・欠点または今後改善を要する点を共有していることとなる。

8. 結びにかえて

バブル経済の崩壊に伴う企業破綻や信用力の低下、粉飾決算事件で関与会計士が逮捕される事例の発生、世界的規模での急速な市場経済化、企業活動の国際化、レジェンド付き監査報告書問題その他の監査環境の変化により、企業が公表する財務諸表の監査に対しても機能面の進化と拡大に関するニーズと期待が高まってき、かくして平成14年を契機として監査の質的变化を図り、国際的な水準での機能の向上を求めて新たな監査基準として明文化された。さらに、平成17年には、国際的に継続して行われている改定作業の成果を踏まえ、また先端的な監査の考え方や手法等を取り入れ、新監査基準として設定された。

しかし、急速に国際的な監査動向を取り入れ基準化はしたものの細部にわたる事項については経験の乏しい我が国の監査社会では十分に解決出来ないままに実務に取り入れられてきている。実務の指導指針であらねばならないはずの監査の理論的展開に未だ不十分さが窺われる。小稿はその一端の課題について概観し若干の問題提起をしたつもりである。

(日本大学経済学部教授)

注

- 1) 日本公認会計士協会編 (2003) 『ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務』 税務研究会出版局, p.35.
- 2) イギリス, オーストラリア, カナダ, オランダなどの主要国も自国の監査基準と国際監査基準 (ISA) をセットで受け入れて情報開示と監査によるディスクロージャー制度へと収斂しつつあるのが現状である。
- 3) 日本公認会計士協会編 『前掲書』 p.205.
- 4) The Commission on Auditors' Responsibilities (1978) "Report, Conclusions and Recommendations," AICPA, 鳥羽至英訳 (1996) 『財務諸表監査の基本的枠組み』 白桃書房, p. xxvii.
- 5) 鳥羽至英訳 『前掲書』 pp.56-57.
- 6) 林隆敏 (1999) 「アメリカにおけるゴーイング・コンサーン問題の史的考察」 『会計』 第 155 巻, 第 5 号, p.94.
- 7) AICPA, Statement on Auditing Procedure (1963) "Auditing Standards on Procedure," *The Journal of Accountancy*, January No.32, pp.67-73.
- 8) AICPA, Statement on Auditing Standards (1971) "Report on Audited Financial Statements," October.
- 9) 鳥羽至英訳 『前掲書』 p.56.
- 10) 大石勝也 (1982) 「企業の継続性の監査に関する一考察」 『商大論集』 第 33 巻, 第 4 号, pp.34-48.
- 11) 任章 (2001) 「ゴーイング・コンサーン問題と監査人行動—米国監査基準書第 50 号を振り返って—」 『税経通信』 第 56 巻, 第 5 号, pp.197-204.
- 12) 土屋和之 (2001) 「企業の財政状態にかかわる監査問題—ゴーイング・コンサーン問題を中心に—」 『国府台経済研究』 第 13 巻, 第 1 号, p.109.
- 13) 高田敏文編著 (2008) 『事業継続能力監査と倒産予測モデル』 同文館, pp.19-20.
- 14) 八田進二編著 (2002) 『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』 中央経済社, p.40.
- 15) 日本監査研究学会国際監査基準研究部会編 (1996) 『国際監査基準』 第一法規. なお, 旧国際監査基準第 570 号では, 経営者には継続企業の前提に関して評価・検討・開示を行うことについての責任は課されていない。
- 16) 町田祥弘 (2003) 「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較—わが国の特徴と課題」 『企業会計』 第 55 巻, 10 号, p.50.
- 17) International Accounting Standards Committee (1997) "Presentation of Financial Statements," IAS No.1, 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1997) 『財務諸表の表示』 p.29.
- 18) 林隆敏 (2002) 「わが国監査基準の新展開—ゴーイング・コンサーン問題への対応」 『商学論究』 第 50 巻, 第 1・2 合併号, p.202.
- 19) 加藤恭彦, 友杉芳正, 津田秀雄共著 (2003) 『監査論講義』 中央経済社, p.243.
- 20) 山浦久司 (2001) 『監査の新世紀—市場構造の变革と監査の役割』 税務経理協会, p.31.
- 21) 八田進二編著 『前掲書』 p.177.
- 22) 日本公認会計士協会編 『前掲書』 pp.78-79.
- 23) AICPA (1977) "Codification of Statements on Auditing Standards," 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1981) 『監査基準書』 同文館, pp.227-286.
- 24) IFAC (1985) "Date of the Auditor's Report; Events After the Balance Sheet Date; Discovery of Facts After the Financial Statements Have Been Issued," pp.4-5.
- 25) *Ibid*, pp.11-13.
- 26) 杉岡仁 (2002) 『会計ディスクロージャーと監査』 中央経済社, p.129.